

行政常任委員会会議録

平成 29 年 7 月 14 日(金曜日)

午後 1 時 30 分開議

5 階委員会室

◎日程

1 まちづくり企画室

- (1) 「夕張まちづくり寄附条例」平成 28 年度報告書について
- (2) ニトリ北海道応援基金協賛「ニトリゆうばり花火大会 2017」について

2 保健福祉課

- (1) 第 1 回市立診療所等移転改築検討協議会の開催結果について

3 総務課

- (1) 株式会社 A N A 総合研究所との連携協定締結について
- (2) 平成 29 年度北海道警察災害警備訓練の実施について

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

皆さん、大変御苦勞さまでございます。

開会に先立ちまして、皆様にご覧がございませう。

携帯電話等をお持ちの方は、着信音に御配慮いただきますようよろしくお願いをいたします。

(大山委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは両理事、総務課長のほか、説明員として室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。まちづくり企画室、保健福祉課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【まちづくり企画室】

1. 「夕張まちづくり寄附条例」平成28年度報告書について
2. ニトリ北海道応援基金協賛「ニトリゆうばり花火大会2017」について

(大山委員長)

それでは、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室室長)

まちづくり企画室の富永と申します。

私のほうからは夕張まちづくり寄附条例の平成29年度報告書について、例年の報告をさせていただきたいと思っております。

資料の、資料別紙としておりますけれども、1ページをごらんいただきたいと思っております。

1、初めにとさせていただきますが、夕張まちづくり寄附条例は、夕張のまちづくりに共感し、全国の皆様から寄せられた貴重な寄附金を今後の地域の振興策に役立てていきたいという思いから、平成19年2月、住民の直接請求によって誕生した条例でございます。

それで、その条例に基づいて基金に積み立てておるわけですが、条例施行から10年目となりました平成28年度につきましては、株式会社トラストバンク様と一緒に取り組むことによって、ふるさとチョイス活用するとか、あと返礼品の拡充を行うとかによって、過去最高となる件数といたしまして1万1,130件、2番に、下の2番に記載しておりますが、総額3億1,221万2,118円という寄附額の受け入れがありましたということでございます。

3番をごらんいただきまして、基金の活用状況といたしまして、受け入れた、まちづくり寄附条例に基づいて受け入れた寄附につきましては全額幸福の黄

色いハンカチ基金のほうに積み立てておりまして、平成 28 年度におきましては総額 9,401 万 48 円を基金から取り崩して活用したということでございます。

活用内容といたしましては、幸福の黄色いハンカチ基金助成事業分として 480 万円ほど、2 番の市民団体への助成以外の事業で基金を活用した分として 8,200 万円ほど、3 番の寄附者が特にと指定した団体への助成分として 370 万円ほど、4 番の寄附者が特に指定した事業への活用分として 310 万円ほどで、計 9,400 万円ほどを活用したというところでございます。

次ページ、見ていただきまして、4 番の寄附の受け入れに関する状況でございますけれども、状況報告でございますが、1 番の寄附額は約 3 億円ということでごらんいただけると思うのですが、その下の地域別集計を見ていただきますと、北海道内に限らず北海道外からも多く寄附をいただいているという状況が見てとれるかなと思います。

次のページに行ってくださいまして、3 ページでございます。

寄附額の状況でございますが、下のグラフを見ていただくと、6 月と 12 月に寄附額がふえているという、スペースで見るとふえているということでございます。6 月につきましては、メロンの当該年度内の発送が 6 月までの寄附分に限っているということで駆け込みが多少出てくると、12 月については暦年でございますが、その年の所得が決まるころということで、12 月にも寄附の駆け込みが発生しているのでふえているというような状況でございます。

次のページ以降は、この寄附金を活用して実施した事業の内訳でございますので、詳しくはごらんいただければと思います。

12 ページまで行っていただきまして、黄色いハンカチ基金の残額でございますけれども、右端を見ていただきまして 28 年度末で約 5 億 3,000 万円ほど残額が今残っているという状況でございます。

次のページ見ていただきまして、寄附に関しましてはふるさと納税という形で今メロン等の返礼品を出しておりますので、寄附いただいた全部の、全部ではない、1 万 1,000 約 30 件、3 億円という寄附額に対して返礼品等の経費を差し引きまして実質 2 億 4,000 万円ほどの寄附金を、実質的な寄附額はこの額になるということを示させていただいております。

報告に関しましては、以上でございます。

(大山委員長)

古村担当課長。

(商工観光担当課長)

それでは続きまして私のほうから、2 番目のニトリ北海道応援基金協賛ニトリゆうばり花火大会 2017 について、報告を説明させていただきたいと思いません。

この花火大会は、夕張市民を主に対象とした花火大会で、お盆時期に夕張へ帰省する方々と宿泊客も対象として、ニトリ北海道応援基金を活用した夕張再生リスタートの花火大会ということでもあります。

開催日につきましては、平成 29 年 8 月 12 日の土曜日、荒天の場合は 13 日日曜日に順延。会場につきましては、ホテルマウントレースイスキー場となります。打ち上げ時間ですけれども、午後 8 時を予定しております。入場料につきましては無料。それから主催でありますけれども、ゆうばり夏まつり実行委員会と夕張観光プロモーション推進協議会の共催という形で行われるということになります。特別協賛といたしまして、株式会社ニトリホールディングス。予定でありますけれども、夕張市が後援ということで予定しております。

花火のほかにはビアガーデン、カラオケ大会、屋台など花火以外にも充実したイベントを実施予定となっております。

市といたしましては、現在後援予定ということでありまして、安全の面からも要請があった場合、職員の協力について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(小林委員)

ひとつ夏祭りの関係、この花火大会ですね、この部分について。

これ予定ということで、市が後援に入るということで今考えているということの説明あったのだけれども、これらについては当然やっぱりこれ花火大会ここでやるということはかなり大きな規模になると思うので、協力体制、職員が対応するという考え方をこれから持っていくということで確認をしいいのかどうかと、もう一つはこれ、この夏まつり実行委員会、今までも夏祭りというのは清水沢のほうで花火も含めて阿呆踊り、そういう中での夏のイベントの市民向けの部分で行われてきたと。ここら辺の整合性と、当然やっぱりそこではなくてレースイのほうで花火大会をやるということでの理由もあろうかと思うので、その辺 2 点ほど確認のために質問させていただきます。

(商工観光担当課長)

小林委員の質問にお答えをいたします。

市の職員の協力体制についてでありますけれども、現在まだ後援依頼というものがまた来ておりませんで、これが来ましたら後援をするという形になると思います。

その後、どの程度の人数がこの花火大会に必要なかというのをお聞きしながら、駐車場やらということもありますので、どれだけの人数が来るかというのはちょっと検討もつかない部分もあるのですけれども、道路の整理ですとか、そういうようなことで協力は必要かなと考えてます。

それから、夏祭りについては清水沢で毎年行われているというところでありまして、当初このニトリさんからこの花火の打ち上げについて相談があって、夏まつり実行委員会の方々ともちょっと一緒にお話をさせていただいた中で、ニトリさんの希望で花火の規模というのですか、玉がかなり大きな玉を上げたいというようなお話がありました。そういうようなことも含めて夏まつり実行委員会さんとお話をさせていただいていたのですが、清水沢の会場で今現在も花火を毎年上げているのですけれども、それと一緒に例えば一部、二部だとかというような形でできないかというようなこともお話をしていたのですが、清水沢の会場ですと、大きい花火を上げられないというようなことがありますして、会場をレースイにというような形になったところがあります。

以上です。

(大山委員長)

よろしいでしょうか。

(小林委員)

それは、玉は大きい玉上げるということで、清水沢の会場の花火を上げる場所がそれに向かないということですのでよろしいのですね。

(商工観光担当課長)

そのとおりであります。

花火の大きさによって、スペースいわゆる広さが必要になります。その合っているのが、その広さの中に民家があるですとか、そういうことになるとそれなりの玉が上げられないというようなことになりますので、ニトリさんが希望しているその大きな玉を清水沢で上げるとすれば、その距離の中にどうしても民家が入ってしまうということで、その会場は使えないというような。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(千葉委員)

わかれば教えてほしいのですけれども、多くの市民が見にいきたいという
ようなあれがあると思うのですけれども、8時という交通アクセスがちょっ
と相当悪いかと思うのですけれども、主催者側で考えればいいかなと思う
のですけれども、例えば臨時便のバスのそういうような運転があるのかどう
なのか等について、わかれば教えていただきたいのですけれども。

(商工観光担当課長)

千葉委員の質問にお答えさせていただきます。

送迎の関係になりますけれども、聞いているところによると、こちらに来
る、花火よりも始まる前にこちらに来るものに関しては用意をしないと。帰
りについてはバスを2台用意する予定というようなところで聞いてます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(高間委員)

ちょっと教えていただきたいのですけれども、黄色いハンカチ基金の活用
に関する報告ということで7ページになるのですけれども、ナンバー28のチ
ャリティーゆうばり芸能特選ということで12万5,000円出しております。そ
れでちょっと考え方をちょっと教えてもらえばと思うのですけれども、この
助成を受けて、このチャリティーをするというこの、何というのですかね、
捉え方というか、これはこの寄附条例の基金の活用ということでこれは合致
している部分なのですかね。

(まちづくり企画室室長)

済みません。ちょっと詳細の事業を把握してないのであれですが、後で報
告したほうがいいですか、それとも、事業内容としては芸能文化と書いてあ
って、あと老若男女ということで幅広い年齢層を対象とした事業ですので、
内容には問題ないとは思いますが、そのチャリティーの部分はちょっとこ
の、私のほうでは今わかっておりませんので、また報告させていただきます。

(高間委員)

はい、よろしく申し上げます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室は終わります。

【保健福祉課】

1. 第 1 回市立診療所等移転改築検討協議会の開催結果について

(大山委員長)

それでは次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課より、第 1 回市立診療所等移転改築検討協議会の開催結果について御報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

本協議会は、6 月 28 日の水曜日午後 6 時から夕張市医師会長の議事進行のもと、おおよそ 2 時間にわたり進行協議したところでございます。

出席委員は、その次のページの名簿にあるとおり、別紙 1 のとおり委員 6 名とオブザーバー 2 名全員であります。

これより当日配布した資料について説明いたしますが、資料は量が多いためサイズ縮小しており字が小さく多少見にくい部分もあろうかと思いますが、御了承願います。なお、時間も限られてございますので、要点のみ簡潔に説明いたします。

初めに、その次のページ、別紙 2 を、表紙ですね、お開きください。

その次のページに資料ナンバー 1、市立診療所等移転改築検討協議会設置要綱をお開きください。

この要綱の中では、協議会の目的や構成員などを定めております。

次に資料ナンバー 2、検討協議会の進め方をお開きください。

ここでは、この協議会の検討方法のほか、その 2 ページでは開催スケジュール、続いて 3 ページでは移転改築に係る年次スケジュールを記載しており、今年度は基本構想と基本計画を策定することとなっております。専門的な立場から御意見をいただくことになっております。

続きまして、資料ナンバー 3、夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の概要等をお開きください。

ここでは、現行の診療所等の概要、市立総合病院時代から指定管理者制度の活用に至る今日までの経過等々、それと 6 ページでは施設の基準等について記載してございますのでごらんください。

次に、資料ナンバー 4、移転改築に係る経過・背景等をお開きください。

ここでは、老朽化が著しい診療所の改修の経過や医療保健対策協議会での検討の経過について記載しているほか、本年 3 月の財政再生計画の変更により移転改築の方向性が示された経緯などを記載しております。

また 5 ページからは、市立診療所等のあり方について答申の抜粋版を添付

してありますので、参考にしてください。

続きまして、資料 5-1、夕張市における現状（人口・医療・介護等）、1. 医療、介護をめぐる環境と将来の予測のページをお開きください。

ここでは、管内の人口の推移を初め、各種医療や介護のデータをお示ししているほか、市民の受診動向などが詳細にわたって記載されております。上下 2 段に二つのページをプリントしています。

6 ページ、次に 6 ページをごらんください。

この資料は、救急搬送の件数を平成 24 年度から 28 年度までをデータ化したものです。患者の 5 割弱を市内で受け入れしており、うち市立診療所は増加基調にある中でその他の診療所は減少基調にございます。

今後につきましても、医師会や指定管理者を初め、市、市外医療機関との連携をしっかりと図りながら、医療行政の根幹である初期救急医療の確保を図っていきたいと考えております。

なお量も多く時間の都合もございますので、データの説明はこの程度にいたします。

続きまして、3 枚程度めくっていただくと資料 5-2 というのがあります。

資料の 5-2、夕張市における現状（人口・医療・介護等）の 2. 診療所等の現状をお開きください。

ここでは、現在の診療所の診療体制や現在の患者数、市内の医療介護のマップですとか、名簿等が記載されておりますのでごらんください。

そして最後になりますが、資料 6、新診療所の基本的な理念・役割・機能をお開きください。

その 1 ページ、診療所の基本的な理念として、安心できる医療、安全で正確な医療、そして中長期にわたって持続的な安定した医療ということをお示ししています。

2 ページ、老人保健施設の基本的な理念として、安心して自立した在宅生活を続けられるよう支援、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指した援助、中長期にわたり持続的な安定したサービスの提供。

続いて 3 ページにおいては、そのイメージ図を記載しておりますので、ごらんください。

次に 4 ページにおいては、新診療所等は地域医療の確保・提供と地域包括ケアシステム構築のための不可欠なものという役割を担っております。

なお、本市における中核的な医療機関として、市内医療機関との連携を絶えず図りながら高齢者社会に対応した必要な診療、市内の初期救急医療の中心、市内唯一の有床診療所として病床の効果的な活用、医療と介護の連携を図り、効果的かつ効率的なサービスを提供、健康を守るための取り組み、と

いった機能が求められているところでもあります。

資料、添付資料の説明はここで終わりなのですが、続きましてレジュメに戻ります。

レジュメの(3)の各委員、オブザーバーからの御意見、概要について説明いたします。

初めに、議論の進め方についての御意見、医療環境等のあり方についての御意見、医療機関、介護サービス事業の啓発活動の実施についての御意見、公設診療所の役割分担についての御意見などの御意見がございました。

次に、各委員からいただきました御意見の要旨について簡潔に紹介させていただきます。

資料の一番最後のページ、ごらんください。

初めに中條委員からは、最初に、改築が34年度になったこと。二つ目、サテライトができると連携しなければならないということ。三つ目、厳しい医療環境の中で指定管理者である豊正会への感謝、救急体制は依然厳しいという意見など等々ございましたが、事務局からは、市立診療所を中心に今後も協力をお願いしたいという旨、記載のとおりお話をしましたところです。

続きまして高橋委員からは、清水沢地区に建設することへの思い、僻地診療所の指定、サテライトへの思い、協議会の意味合いなどについて御意見がございましたが、事務局からは記載のとおり、市の基本方針、協議会の役割等についてお話ししたところでございます。

またさらに、僻地診療所の認定に対する御懸念という、後の御意見がございましたので、事務局といたしましては、記載のとおり、今後も丁寧な説明をしてみたいと考えております。

続きまして、その裏面になります。

星野委員から、市内北部の診療所は豊正会としていまだ検討段階にあるということ。二つ目、市立診療所は3地区といいますか、市内全域の中心的役割を果たすべきということ。専門医療、連携がやはり必要だということ。豊正会が検討する診療所の設置について、市にいろいろと協力をお願いしたいということ。最後に医療資源の動きを鑑みて、僻地医療要件に係る専門医療の継続に対する御懸念などの御意見がございました。

続きまして、平等委員ですね。

初めに、医療機関に対する市の理解やかかわり等について要望がございましたので、市といたしましては、地域医療の確保について今後も広報等を通じてできる限り市民周知を図った上で、医師会や指定管理者としっかり今後も連携して地域医療を確保していきたいと考えております。

次に、委員からの御意見の最後になりますが、小田島委員に続き、オブザ

オーバーとして御出席いただいた合田様からは、公的医療機関と他の医療機関との役割分担の必要性について、御指摘を頂戴したところです。

最後になりますが、またレジュメに戻っていただきまして、5、その他になりますが、次回の協議会につきましては、10月以降に実施予定で、内容といましては、病床等の施設整備関係を予定しております。

以上で、報告事項1、第1回市立診療所等移転改築検討協議会の開催結果について、保健福祉課の説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

別紙3、最後に御説明ありました検討協議会の発言要旨の中で何点か質問させていただきますと思います。

まず初めに、このそもそも今回の検討協議会はその以前の資料によりますと、市立診療所を移転してどのような機能を持たすかですとか、具体的な建物の機能や役割等について広く関係者の意見を基本構想に反映させるということが目的だというふうに要綱の中にも書かれているところですが、今回のこの発言要旨で各委員が発言の内容に目を通しますと、残念ながらまだ目的のところまでたどり着いていない議論になっているように感じるのですが、市としてはその辺はどのようにお考えでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの本田委員の御質問にお答えします。

平成26年2月の市立診療所等のあり方の答申に基づいて、市立診療所等の役割・機能については検討、今回検討するということで専門的な立場から御意見を賜っておりまして、オブザーバーの意見のとおり、公立の医療機関にはほかの医療機関との役割分担が必要であるというふうに考えてますので、今後も市のほうとしては、今回の協議会の果たすべき目的を丁寧に説明していきたいと思っております。

(本田委員)

そうですね。丁寧に説明をしていくと、それしかないと思うのですが、説明をするといいですか、もちろんそれも重要だと思うのですが、移転改築を検討する協議会ということですので、どちらかというところ、市は事務局であり、この委員の方たちがいろいろ議論を交わす中で具体的にどのような新たな市立診療所をどこに建てるか、具体的にどこですね、どこに建てるかというところ、たどり着くというところがゴール、この協議会のゴールかと思うので、

まずその丁寧に説明をしながらもきちっとした委員の方々に協議を進めていただければなというふうに思うのですが、3回ほど今年度は議論を、準備、予定しているというふうに言ってますが、次は10月ころということではよかったでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの本田委員の御質問にお答えいたします。

次回については、10月以降ということでは予定しています。

(本田委員)

少し時間あるようで、多分あつという間にそのときが来るのかなと思うのですが、今回の各委員の発言の内容を見ていて非常に気になったのが、サテライトという言葉ですね。第2回定例会で大山議員の一般質問に対して、市立診療所の質問に対しての市長の御答弁の中に、豊正会様が北部へのサテライトの医療機関の設置を検討しているというような発言があったところではありますが、今回のこの資料の星野委員の発言の内容を見ますと、豊正会が独自に行うということではなく、そこまで詰めてはいないというふうにはっきりとおっしゃっていらっしゃるのですが、この点については今どのような状況になっているのかをお聞きします。

(保健福祉課長)

ただいまの本田委員の御質問にお答えいたします。

指定管理者が北部のサテライト検討段階にあるということなのですけれども、現在のところ、その詳細というのは豊正会の内部においても明らかになっていないということで、現時点では、市としてできる限りの協力ということで考えておりますが、今後市が例えば所有している使用していない建物の活用とか、そういうことも含めて、今後指定管理者と詳しく協議検討して幅広く検討していきたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

今のお答えの中に、市としても協力をしていきたいということで、市長の挨拶の中にもその北部の医療に関しては市も協力していきたいとあったというふうに、この中にもありますが、具体的に今お話の中では、市が所有をしていて今使用していない建物をお貸しするというようなことがありましたが、特に検討委員会の委員、特に豊正会様などから具体的な協力依頼については、市に対して今のところあるのでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの本田委員の御質問にお答えします。

現時点では、指定管理者である豊正会から要望は受けてございません。

ただ、今後 10 年間という指定管理期間にかかわらず、中長期にわたって安心・安全でかつ安定した地域医療を市民に提供できるよう医師会や指定管理者と常に連携して進めてまいりたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。

(今川委員)

委員のメンバーについてなのですけれども、オブザーバーとして必要に応じて参加させるということですが、これは会議ごとに選ぶ方はかえるということでしょうかね。

(保健福祉課長)

今川委員の御質問にお答えします。

設置要綱、資料ナンバー1の設置要綱の中で、第3条の2項、その他、協議会がオブザーバーとして次に掲げる者（機関）から、必要に応じて参加させるものとする位置づけしておりますので、次回、2回目の協議会では、その(2)市立診療所等の移転改築に係る基本計画策定支援業者というところを参加を得て進めたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

それで、名簿を見ると利害関係者ばかりという印象を受けるのですが、これは利用者だとか一般の市民の方からの意見をどこかで取り入れるというような機会は何かで考えていないのでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの今川委員の御質問にお答えいたします。

平成 26 年の 2 月に、市立診療所等のあり方の検討についてということで、その答申を固める中で、市民や議会の皆様を初め幅広く御意見を頂戴して基本的な考え方というのを定めたところでありますので、今回はそれを踏まえて、じゃ実際新しくつくる診療所の中身というか、機能と役割はどういうことなんだということで、内容の話ということで位置づけてこの協議会を設置し開催したところでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

別紙 3 のところで、高橋委員の発言の中にもありますけれども、清水沢地区では市立診療所が僻地診療所になることが困難なのではないかという、その件が多くの方たちが心配されているところかなというふうに思うのですが、この辺はどのようにお考えですか。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員の御質問にお答えいたします。

平成 26 年 2 月の市立診療所等のあり方の答申に基づきまして、建設場所は清水沢地区と決定しておりますので、それに基づいて安定的な専門医療の確保にあつては、社会医療法人制度の活用が極めて有効だと考えてます。これは答申の中でも触れられてるとおりです。

今後市内医療資源の動向を見きわめながら、できる限り社会医療法人制度の活用を図ってまいりたいと考えてます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(本田委員)

ただいまの熊谷委員の質問に関連するのですが、教えていただきたいのですが、確認をしたいのです。

そもそも僻地医療要件なのですが、仮に清水沢地区に市立診療所が建った場合に、要件を満たさなくなるというふうに言われているのですが、これは距離の要件だとかがあるかと思うのですが、具体的にそこをもう一度教えていただけないでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの本田委員の御質問にお答えします。

設置基準につきましては、そこ、建設場所を中心としておおむね半径 4 キロの区域内にほかの医療機関がないという条件があります。

以上です。

(本田委員)

北部のサテライトという考え方について初めて数カ月前、ちょっとどこかはっきり申し上げられないのですが、お聞きをした際に聞き及んだ気がしているのでこの点についても確認をしたいのですが、例えば市立診療所が清水沢地区に建てたとして、その医療法人のサテライト部門がこの先ほどおっしゃった半径 4 キロ以内に他の医療機関がないと、例えば本町地区にサテライトを建てた場合に、この医療法人は僻地要件を満たすことができるのか

どうか。

(保健福祉課長)

ただいまの本田委員の御質問にお答えします。

それは、医療法人の運営形態にもよりますので、一概にこうだということにはならないかと、いろいろな条件があって、いろいろなパターンが考えられますので、ここでお答えできないのかなと思ってます。

(本田委員)

わかりました。

改めてお聞きします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

今の関連なのですけれども、その中で別途でもいいから十分協議を、これは当然豊正会さん、医師会さん、当然これ年次を切ってそれぞれ基本計画、実施設計、こういう実施計画ですか、これは今年度で行われるということで、次年度からまた新たに進むということですから、当然やっぱりその中でこの協議会以外の部分で別途医師会さん、それから豊正会さん、そういう中に入って、市のほうでそういうお膳立てといたしたらおかしいけれども、次の協議会の10月に予定されている以外の部分でそういうことがこれから考え、想定されるのかどうか、これだけちょっとお聞かせください。

(保健福祉課長)

ただいまの小林委員の御質問にお答えします。

協議会を始めたばかりなのですが、医師会やその指定管理者とは常に、協定側としては誠実に対応させていただいているつもりでおります。

本協議会は新診療所等の機能や役割について、専門的な立場から御意見を伺うことになっておりまして、テーブルについていただいたばかりというところなのかなと思ってます。

地域医療の確保にあっては、医師会や指定管理者の皆さんの理解や支援が欠かせないと思っています。今後常に連携して信頼関係を構築しながらしっかりと地域医療の確保に当たってまいりたいと思っています。

(小林委員)

この半径4キロの関係は永遠のテーマで、当初からこれらについては議論を重ねて、議会としてもそれらについての課題の部分で、ただ決して後戻りするような議論は私どもも避けたいと思うので、できればやっぱりそういうことが30年度に向けての本運用の、ある程度スムーズに行くような御努力をお願いしたい部分を、これ要望といたしますので、お願いをいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

(厚谷議長)

お疲れさまでございます。

ただいま各委員のほうから市立診療所の移転改築検討協議会の具体的な会議の内容について、それぞれ文面から読み取れないところ、あるいは補足的なところについての質問があったところでございますけれども、その中で、私も何点かこの協議の中のことについて、具体的な議事録など残されていると思いますので、ちょっと確認をお願いしたいのですが、一つ目は星野委員のほうからお話のある 2 点目ですね、市立診療所は云々ということで、ここで委員が 3 地区という言い方をしているのですけれども、これはどこどこを指すものかということは当日会議の中ではお話がありましたでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの厚谷議長の御質問にお答えします。

星野委員はこのとき 3 地区の医療ということで御発言をいただいておりますが、その際に具体的な内容については触れておりませんで、それに対して具体的に現時点では内容の確認はしていないので、今後星野委員の意向も確認しながら、協議を進めていく中で確認をしていきたいと思っております。

(厚谷議長)

ありがとうございました。

それからもう一点でございますけれども、前の、発言要旨の 1 ページ目に戻りまして、高橋委員から僻地診療所の認定の次のところで、具体的な移転先ということで、いわゆる場所について、この検討協議会の中で協議のテーブルに上るものかどうかというようなことではないかなというふうに思うのですが、この辺の取り進め方について、今後はどのようにお考えになってますか。

(保健福祉課長)

ただいまの厚谷議長の御質問にお答えします。

今回の新たに設置した協議会の中では、やはり新しい診療所の機能や役割という診療所の中身というところの協議をする場だということになっておりまして、場所については拠点整備を進める中で決定していきたいと思っておりますので、その辺についてはきちっと医師会、指定管理者と協議を進めながら前に進めていきたいと思っております。

以上です。

(厚谷議長)

それでは確認ですが、今までそれぞれ市が公表されてきたそれぞれの方針に従って作業を進める、その前提でこの協議会を進めていくということによるしいということですね。

(保健福祉課長)

ただいまの厚谷議長の御質問にお答えします。

スケジュールということですが、さきに開催された行政常任委員会でスケジュール関係はお示ししたとおりでございまして、本年度は基本構想、基本計画を策定することになっております。本協議会を立ち上げたところでございますが、今後は10月以降に開催する第2回目の協議会に向けて、指定管理者と市の中で病床等の施設整備関係について協議を進め、今年度中の計画策定を目指してまいりたいと考えてます。

(厚谷議長)

はい、わかりました。

それでは私の最後ですけれども、まず今回1回目の検討協議会が開催をされて、次回は10月以降ということですが、そう遠い、何というのでしょうか、10月以降だから11月、12月ということには恐らくならないと思うのですけれども、そのような意味ではこれから残り7、8、9、10と4カ月ぐらいということでございますので、協議会の義務についてはやはりそこが主体的に行われるべきものというふうに考えますが、その協議等々進捗がありましたら議会にもぜひ報告をお願いしたいということが一つと、それから各委員のほうからも先ほど意見が出てましたが、この検討協議会については例えば新たな市立診療所の理念であるとか機能であるとかということに、これから協議を進めていくということではあるのですが、若干各委員さん方から出された意見を拝見しますと、そこに行くまでも整理をしなければならないものがたくさんあるのではないかなというふうに思います。

それで、まずこの1回目の協議会を終えてみて、市としてどのように総括をされているのか、あるいはどのような御感想であるとか、これからやらなければならないことがあるという認識をされたのか、そのあたりについてお願いしたいと思います。

(保健福祉課長)

ただいまの厚谷議長の御質問にお答えします。

総括ということですが、まず医師会を初め委員の皆様の専門的な立場からさまざまな御意見をいただき感謝しているところであります。おかげさまで委員の皆様から御指導賜りながら当初の予定どおりに協議会を終えることができました。ありがとうございます。

平成 26 年 2 月に策定した市立診療所等のあり方についての答申や財政再生計画のもと、協議会の皆様からいただいた御意見を踏まえ、御承知のとおり、課題は少なくない状況ではございますが、今後も議会の皆様からの御指導を賜りながら市長、理事を筆頭に地域医療の確保、推進に取り組んでまいりたいと思っております。

医師会を初めとする委員の皆様に対しまして、この場を借りてお礼を申し上げて報告としたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【総務課】

1. 株式会社ANA総合研究所との連携協定締結について
2. 平成 29 年度北海道警察災害警備訓練の実施について

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは 2 点報告がございます。

1 点目の株式会社ANA総合研究所との連携協定締結については、阿部主幹より、2 点目の平成 29 年度北海道警察災害警備訓練の実施については私のほうから御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(主幹)

それでは私のほうから、夕張市と株式会社ANA総合研究所の連携協定の締結について御報告させていただきます。

まずこれまでの経過と今後の取り組みについてということで、ペーパーのほうにも書いてあるのですが、夕張市は本年の 3 月に財政再生計画の抜本的な見直しを実施し、今後は財政再生、再建と地域再生の両立を柱として行財政運営を進めていくこととなりますが、本市の現状を踏まえ地域活性化が急務でありそれを支える交流人口の創出は極めて重要となっております。

この中、観光は大きな役割を担うこととなりますが、一方で観光客の入り込み数の減少や観光推進の核となる組織力の低下など、依然として大きな課

題を抱えております。

このたび総務省が推進する地域おこし企業人交流プログラム及び北海道ANAホールディングス（株）の包括連携協定に基づき、ANA総合研究所から社員の派遣という形で御支援をいただくことになりました。

ANAが持つ観光に対する豊富な知識と経験、さまざまなノウハウを夕張市に伝授していただきながら、市内の各団体との連携強化を図り、新たな戦略のもとで観光推進していきながら地域活性化や交流人口の創出を目指してまいりますということを目的にしまして、去る6月の27日木曜日の日にANA総研の岡田社長のほうと夕張市長のほうで調印式を行いました。

このものにつきましては、その下に地域おこし企業人の役割ということで4点書いてあります。大きく4点なのですけれども、1番目として観光推進のための戦略策定、2番目として観光の核となる組織体制づくり、3番目はスキー場、宿泊施設等の運営、所有者、事業者へのフォローアップ、そして観光客の誘致促進ということで、7月の、正確に言うと3日の日が月曜日になりますので、一応、林幹翁さんという方が既に着任して業務に当たっております。派遣期間につきましては、本年度29年の7月から32年の3月、これは制度上の期限が一応3年以内ということですので、2年9カ月の期間でもって考えております。

以上です。

（総務課長）

それでは2点目の、平成29年度北海道警察災害警備訓練の実施について、私のほうから御報告申し上げます。

北海道警察本部警備部警備課が主催となる本訓練でございますが、道警本部としては全道、毎年全道の各自治体にてこうした大規模な訓練を実施しているものでございます。

本年度にあっては、道警本部のほうから本年度の訓練について、夕張市内において実施できないものかという打診がございまして、本市といたしましてもその必要性に鑑み、合意に至ったというところでございます。

別紙2に、本訓練の趣旨について書いてございますが、言うまでもなく自然災害の発生に伴う地域住民の避難と行政及び消防、警察の連携強化による迅速な災害対応を可能とするための大規模訓練であるということがまず第1点。また、これは北海道警察からの強い要望で、一般市民の参加を促しながら万が一の災害対応に関する意識づけの高揚や、あるいは災害時における消防、警察による救助活動等について、実際に訓練を見ていただいて御理解をいただきたいということでございますので、そうしたものも目的に据えながら、この訓練を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

次に訓練の概要ですが、日時は平成 29 年 8 月 4 日金曜日、午後 1 時 30 分からおおむね 1 時間半の時間の中で訓練を実施いたします。

訓練場所は、旧千代田中学校グラウンドを予定してございますが、雨天の場合は同校の旧体育館を使用することになるかというふうに思います。

主催は、冒頭申し上げましたとおり、北海道警察本部警備部警備課ということになります。

訓練内容は、1 から 10 に記載のとおりですが、特に近隣住民の皆さんにも参加をいただいて文化スポーツセンターを避難所というふうに仮定をし、千代田中学校のグラウンドから文化スポーツセンターに移動していただいて、実際に文化スポーツセンター内において仮の避難所を設置しながら、そこで備蓄米の試食あるいは避難所のルールづくり等について道警、道の協力を仰ぎながら実際市民に体験をしていただこうとするものでございます。

その他でございますが、訓練当日は先ほど申し上げたとおり、訓練会場付近の地域住民にも参加をお願いするというところで、既に昨日若菜連合町内会を初め、千代田の各町内会の会長さんのほうに出向いて市民の参加について要請を行ってきたところでございます。

なお、広く市民の方にもこの訓練の趣旨というものを知っていただくということで、市広報並びに市のホームページにも活用するほか、この後道警によるプレスリリースが済んだ後、報道機関にも協力を要請してまいりたいというふうに考えているところでございます。

当日は道警のへりを飛ばして、着陸はしないのですが、訓練会场上空を旋回するということですので、若干のへりの騒音等も気になるところでございます。この部分についても、昨日連合町内会長初め、各町内会長のほうに説明をしてまいりました。この点についても、広報並びにホームページを活用して市民に周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

2 点目は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(高間委員)

道警、警察災害警備訓練についてなのは、議員として議会としてというのは、一般市民の参加に入るのかなというふうには、今説明を聞いて思うのですけれども、こんな考えでよろしいでしょうか。

(総務課長)

お見込みのとおりでございます。

(高間委員)

はい、わかりました。

(君島委員)

当日は一人でも多くの参加されたほうが良いと思うのですが、どのくらいの人員を想定されておるのでしょうか。

(総務課長)

御指摘のあったとおり、多くの市民に参加していただきたいというの思いますが、会場となる旧千代田中学校のグラウンドあるいは雨天時に使用する体育館、場所のスペースに限りがございます。これは事前に道警本部、夕張消防、そして行政と、市との三者の協議の中で、千代田中学校ということも踏まえて、千代田地区の町内会の皆さんを初め参加をいただくということで市としては考えてございます。

大体道警本部からの部隊派遣が50名から60名、消防で10名程度、今後の協議によって市の職員を何人送り出すかというのはまだ決まっておりませんが、訓練のスタッフだけでも相当な人数に上がることが想定をされます。先ほど申し上げたとおり、会場等のスペースもありますので、この訓練の中身を、終わった後もホームページなどで紹介をしながら意識の高揚に努めてまいりたいというふうに思っています。

千代田地区の皆さんについては、何人というふうに限定をしてございませんので、会場のスペースに限りはございますけれども、来た方には何とか場所を確保して訓練の中身をごらんいただきたいなというふうに考えているところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟